

第23回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成23年7月25日(月) 14:00~16:15
2. 場 所 : 中央合同庁舎第4号館 共用1214特別会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、渡邊委員、石川委員、大隈委員、沼尾委員
4. 議事次第 : (1) 開 会
(2) 平成22年度業務実績について
(3) 平成22事業年度財務諸表等について
(4) 今後の進め方等
(5) 閉 会

○上野委員 皆様おそろいの方ですので、ただいまより「北方領土問題対策協会分科会第23回会合」を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、大変お暑い中をお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数要件を満たしておりますので、有効に成立しているということを確認いたしました。

それでは、まず初めに、北対協の間瀬理事長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○間瀬理事長 理事長の間瀬でございます。

分科会の委員の先生方におかれましては、日ごろから当協会への事業運営に御指導、御支援を賜っております。誠にありがとうございます。

さて、今年3月末をもって終了いたしました平成22事業年度は、第二次世界大戦の終結65周年目の節目の年ということもございまして、ロシアは、我が国の先の大戦の降伏文書に署名いたしました9月2日を第二次大戦終結の日とする法律の制定を始めといたしまして、対日参戦や北方領土の不当占拠を正当化しようとするようなさまざまな動きを見せました。

また、9月の初旬には、尖閣諸島で我が国の巡視船に中国の漁船が体当たりをする事件、そして、11月には、ロシアの指導者として初めてメドヴェージェフ大統領が国後島を訪問、そして、年度最後の3月11日には東日本大震災の発生と、さまざまな事件が起きまして大変多難な年でございます。しかしながら、おかげさまで、当協会の事業につきましては、各事業とも年度計画どおり達成することができました。

なお、ロシアや中国のこうした動きによりまして、ともすれば日ごろ国境の存在さえも忘れがちな我が国の一般国民に、外交の冷徹さと領土問題の重要性を再認識させる効果があったのではないかと考えております。

来年就航いたします後継船舶の建造も、来年の2月の完成目標を目指しまして順調に進んでおります。また、融資事業につきましては、広報活動の強化等を図ったこともございまして、4年ぶりに年間貸付決定額が10億円を超えることができました。また、法対象者の要望等を受けまして、関係府省の御尽力をいただきまして、貸付限度額の引き上げ等の改正を行うことができました。

次に、現在進行中の平成23年度でございますが、対前年6割増の予算を有効に生かしまして、国民世論の一層の高揚を目指すべく、限られた陣容の中で、内閣府さんとも十分な連絡を密にしながら、各種新規事業や施策を同時並行で進めておりますが、役職員一同、超多忙の中におきましても、極めて高い使命感と充実感を持って業務に邁進していることを御報告いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

○上野委員 ありがとうございます。

それでは、本日の議題ですけれども、平成22年度の北対協の業務実績の評価を行うために、そのもととなる平成22年度業務実績報告と財務諸表等について北対協に説明をお願いします。それから、最後に、今後の予定につきまして事務局から説明をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って議事を進行したいと思います。

議事に入るに当たりまして、資料につきまして事務局から御説明がございますので、よろしく申し上げます。

○田原企画係長 それでは、まず、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず、議事次第の下にございますが、本資料の1番目として、資料1、こちらが「平成22年度業務実績報告書」になります。

続いて、資料2が「項目別評価表」でございます。こちらは、2月にお決めいただいた評価項目に沿って北対協の実績が書かれておりまして、今回、評価をつけていただくものになります。後ほど北対協から実績の部分について御説明がございます。

それで、大変申し訳ないのですが、資料2の2ページ目をちょっと御覧いただきたいのですが、この2ページ目の一番左端、中期計画の各項目という欄で、一番下の行が切れてしまっております。切れている部分ですが、この「平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削」まであるのですが、「削減を図る。」と入っております。この1行が切れてしまいました。おわびして、訂正いたします。

続きまして、この項目別評価表につきましては、参考10につけておいたのですけれども、前回の分科会の際に御要望がございまして、前回の分科会でお配りしたような、昨年度のものとは比べてどこがどう変わっているか黄色でわかるようにしたものを参考10につけておきましたので、必要がございましたら御覧ください。

続きまして、資料3が「総合評価表」、裏表1枚です。こちらも2月にお決めいただいたものでございます。こちらは、具体的な評価を文章で書いていただくものでございますが、こちらはまたおってメールでお送りさせていただきます。この紙に直接書いていただ

くのではなくて、メールでお送りしたファイルに御記入いただいて、お送りいただくものになります。先ほどの項目別評価表につきましても、同様にメールでお送りいたします。

続きまして資料4が「平成22事業年度財務諸表」。

続いて、資料5が「平成22事業年度財務諸表概要」。こちらは、資料4の財務諸表の内容をかいつまんで御説明しているものです。

なお、財務諸表の関係ですけれども、独立行政法人通則法第38条により、財務諸表は主務大臣の承認が必要とされておりまして、その際、評価委員会の意見を聞くことが求められております。ですので、本分科会において、財務諸表の内容について、今回、御審議をいただくということでございます。

続きましては、資料6が「予算、収支計画及び資金計画」についてというもので、22年度の予算、収支計画及び資金計画についてまとめた資料でございます。

続いて、資料7が、2枚ものですが、評価を御記入いただく際の要領などを示したものでございます。

本資料は以上でございます。続いて参考資料ということで、まず、参考1が「独立行政法人北方領土問題対策協会の各事業年度の業務の実績に関する評価基準」というもので、こちら2月の分科会で御了承いただいた当分科会における評価基準でございます。

続いて、参考の2が「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」というもので、平成21年に総務省の政策評価独立行政法人評価委員会、略して政独委で出されまして、直近で昨年5月に改定されております評価の基本的な指針でございます。

参考3が、同じく政独委から今年度の評価のために出された指針でございます「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」という資料でございます。

参考4が「契約状況の点検、見直しについて」という資料で、こちらは業務実績の報告と関連してまいりますけれども、北対協における契約の点検、見直しの状況について詳しく御紹介している資料でございます。

また、参考5が「実物資産の保有状況」についてという資料で、北対協の保有する実物資産の状況について詳しく御紹介している資料です。

続いて、参考6ですけれども、こちらは、昨年度の評価の際にいただきました御指摘事項について、北対協として現在どのように対応しているかというものを御紹介している資料でございます。

続きまして、参考7が「中期目標の達成状況」についてということで、平成20年度から24年度までの北対協の中期目標がございますので、それについて、現時点においてどの程度達成しているかというものを御紹介している資料でございます。

そして、参考8が北対協の関連法人ということで、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟、略して千島連盟ですけれども、千島連盟の事業計画や事業報告をつけております。また、千島連盟の基本的な事柄を御紹介するパンフレットもつけております。

そして、参考9が、今回の評価に関連する参照条文をまとめた資料でございます。

最後、参考10が、先ほども申しました「項目別評価表」の昨年度との違いがわかる資料でございます。

資料は以上でございます。これら資料は、今回の参考3でございます今年の評価の指針で求められている内容を網羅できるように準備させていただいております。

もし漏れなどございましたら、おっしゃっていただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

では、こちらの資料に沿って、本日、北対協から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○上野委員 ありがとうございます。

それでは、まず北対協より、平成22年度業務実績について御説明をお願いしたいと思います。

○川名局長 それでは、平成22年度業務実績につきまして説明させていただきます。

私は、北対協の事務局長、川名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1「業務実績報告書」と資料2「項目別評価表」、これを使いまして、22年度事業報告をさせていただきます。資料が膨大でありますので、特に評価項目に沿って整理されております資料2「項目別評価表」を中心に報告をさせていただきます。

まず、1ページであります。業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置の項目で、一般管理費の削減目標についてであります。上段で、前中期目標期間の最終年度であります平成19年度予算額に対しまして、本中期目標期間の最終年度であります24年度末には7%を削減するという目標を立てております。

右側の実績欄に数字を示してございますが、平成22年度予算で4,369万円、決算額でも4,255万円となっております。既に19年度に対しまして予算で6.5%の削減を行っております。決算額も予算額内で推移しておりますので、このまま24年度には7%削減という目標を達成できる見通しと考えております。

削減の手段と内容につきましては、各種マニュアルの有効活用やLANシステムによる情報の共有化等の業務の効率化に努めております。

下段であります。業務経費の節約ということで、計画は毎年度、前年度の1%ずつ削減をするという内容であります。

一般業務勘定におきましては、事業費予算が21年度4億7,110万円に対しまして、ほぼ1%減の471万円削減を図りまして、また、査定による減額が321万円ございます。その上で新規予算で2,189万円が加わりまして4億8,507万円という数字になっております。こちら目標を達成していると考えております。決算額におきましても、削減を果たした予算額内において推移しております。貸付勘定におきましても、21年度予算3,884万円に対しまして、貸付業務費におきまして同様の効率化を図りまして予算額3,616万円となっております。決算額も予算額内において推移しております。目標を達成していると考えており

ます。

2 ページ目でございます。この削減の手段、内容であります。実績の欄にまとめましたとおり、例えば役職員が出張する際には、原則、パッケージツアーや割引航空券を利用するとか、あるいは啓発事業におきまして、県民会議で事業を実施する際には、できるだけ公的な施設を使っていただくようお願いしております。資料・資材につきましても、当協会で一括作成の上、配布をし、可能な限り経費の節約に努めております。

続きまして、次の常勤職員の削減についてであります。予定どおり、22年度末に1名の削減を行っております。現在、定員が17名ということになっております。

次に、給与水準の適正化であります。人事院勧告に準じまして、当協会の給与規程の改正もその都度、実施しております。ラスパイレス指数も、国家公務員を100とした場合に、当協会は96.2となっております。独立行政法人となりましてから、国家公務員の給与水準を下回る数字で推移しているところであります。

また、諸手当等につきましても、国と同様の水準とするようにしております。業務上、必要と認められる範囲においてのみ支出をしております。

続きまして、3 ページでございます。3 ページは契約の関係であります。随意契約等見直し計画に基づきまして、原則として競争性のある契約を行うということで見直ししました結果、見直し対象となった契約3件のうち2件は改善され、22年度も随意契約となった契約は1件となっております。ただし、この1件は財務諸表の官報公告でありまして、財務省通知によりまして随意契約が認められているものであります。

また、一者応札・一者応募につきましても改善を行っております。見直し対象の6件のうち5件につきまして改善をしております。残りの1件につきましても、事業者へのヒアリングなどを実施しまして、改善に向けた取組に努めております。

これらの結果につきましては、参考4の方に契約状況の点検、見直しということで関連資料をお出ししておりますが、契約監視委員会におきましても御検討をいただいております。幾つかの御意見をいただきましたが、特に大きな問題点はありませんでした。

また、22年度に新たに締結した契約につきましても、契約監視委員会で点検をお願い致しまして、その結果も参考4の中に含まれております。

随意契約につきましては、東京の現事務所を引き続き使用するための賃貸借契約1件がありまして、移転等を行うことによる経費や事務の煩雑化などを踏まえまして、引き続き同一物件の賃貸借を行いました。

一者応札となった契約も1件ございましたが、こちらは平成19年度より調達している契約でありまして、当初より当該事業者のみの参加となっております。公告期間も十分とっております。業界新聞にも公告を掲載するなどしましたが、結果として一者応札となってしまったものであります。それぞれ、御指摘を踏まえまして今後の改善に努めていきたいと考えております。

これらの結果を踏まえますと、22年度におきましても、引き続き一般競争入札に向けた

取組、一者応札・一者応募の見直しが進んでいると考えております。

引き続き、3ページ下段から4ページ上段までの項目でございますが、随意契約要件、競争入札の公告期間、それから、4ページにかけましての指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略に関する規定につきましては、いずれも国と同様の基準を設けております。

次の契約方式に関する規定につきましても、総合評価方式、複数年契約に関する規定を定めております。

次の公募等に関する要領等の整備につきましては、総合評価方式におきましては、契約事務取扱要領を整備しておりまして、公募に関しましては、公募の調達に即した形の要領を設けて実施しております。

以下は契約の審査体制ということで、昨年度設けました外部有識者も含めた契約監視委員会で契約内容をチェックしていただくなどの体制をとっております。

その次の項目から5ページにかけてであります。執行・審査につきまして適正な事務を行っているか、また、これらの実態を監事あるいは会計監査人にチェックを受けているのかということですが、事務的には、相互チェックを行うことで適切な事務を行っていると考えております。その内容につきましては、その都度、監事あるいは監査法人のチェックを受けたところでございます。

5ページの中段からは、内部統制・ガバナンス強化でございますが、実績にも記しましたが、関係法令でありますとか、内部規程に関しまして、法令を遵守して事務を推進するよう、例えば連絡会議の場におきまして職員に注意喚起をするというような方法を使いまして徹底をしております。

次の法人の長のマネジメント等の取組につきましては、常勤職員17名という組織の規模の小ささを活用しまして、理事長との意思疎通を密にするなどしてリーダーシップを発揮して、法人のミッション、次のページにかけまして、リスクの把握、内部統制の現状の把握などにつきましても、常に理事長が把握し、組織として対応できるよう努めております。特に、内部統制の現状の把握につきましては、昨年設置しました外部有識者を含めましたコンプライアンス委員会を開催しまして、御意見を伺うなどの取組も行っております。

また、これらのマネジメントにつきましては、監事監査を受けまして、その結果報告も受けております。

6ページの一番下、財務内容の一層の透明化、決算情報・セグメント情報の公表の充実ということですが、これは、監査法人、監事の監査を受けた財務諸表、決算報告書などの財政状況を一般業務勘定と貸付業務勘定の両勘定に分けて、セグメント情報の公表も官報だけではなくホームページで公表しているところであります。

続きまして、7ページでございますが、国民に対して提供するサービスの質の向上、いわゆる当協会の業務の中心であります。1つ目の柱は、国民世論の啓発に関する事項であります。

①の北方領土返還要求運動の推進についての項目であります。まず、(ア)に関しま

して、全国に設置されております返還要求運動都道府県民会議、あるいはその他団体が行う事業につきまして、年間100回以上の水準を保ち、必要な支援をするという計画であります。22年度は、実績の欄に記してありますが、合計して136回ということで、支援額も5,028万円という支援を実施したところであります。業務は計画どおり達成できたと考えております。

次のテーマですが、助成に関する支援、審査状況としまして、妥当な条件か、審査は厳格に行われたのかということではありますが、これも実績にまとめておりますが、支援条件は政府の基本的立場に合致している事業であるかどうか、支援対象が県民会議の主催あるいは民間団体の連合体である北連協の関係団体の事業であるのか、8ページにかけてありますが、特に内容は節約を心がけて、効率的、効果的な事業の実施が望めるのかというところをポイントにして審査をしております。

また、事業実施の効果の把握と指標の検討状況ではありますが、支援事業につきましては、事業終了後に、参加人数や参加者の反応などを記載した報告書の提出を受けまして効果の把握に努めております。また、指標の検討につきましても、ヒアリングを行うなど検討を進めているところであります。

続きまして、(イ)として、各県民会議が主催する大会への講師の派遣についてであります。これも、計画を立てて、実際に実施ができたかという評価であります。22年度におきましては、46回という計画に対しまして、実施回数は47回となりましたので、これも業務は達成したと考えております。

次に、(ウ)の推進委員の配置状況についてではありますが、推進委員を各都道府県に1名ずつ配置しておりますが、この推進委員を通じまして、地方あるいは各団体とうまく連絡ができ、事業がスムーズに進められたかどうかということでございます。実績としましては、県民会議に事業方針がきちんと伝わり、それぞれの各事業の推進が進んでいると認識いたしております。また、推進委員には、それぞれ報告書を求め、そこでもチェックをしておりますので、推進委員としての役目を果たしていただいていることを確認することができております。

次に、9ページでございます。推進委員制度の効果的な運用についてではありますが、当協会の方から、各推進委員には必要な日ロ関係の情報や最新のロシア情勢に関する資料を、外務省の力もかりながら収集し、必要な情報として定期的にお伝えし、返還運動の推進に役立てているところでございます。

評価項目の(エ)で、推進委員全国会議あるいは県民会議代表者全国会議、更にはブロック会議等の開催についてではありますが、推進委員全国会議は毎年4月、県民会議代表者全国会議は毎年秋、ブロック幹事県担当者会議はそれぞれの全国会議の前に開催しております。県民会議のブロック会議は、8月、2月の強調月間に合わせまして、6ブロックで、それぞれ時期を見計らって、県民会議同士の連携を図りながら会議を開催していただいております。

次のページの上に北連協代表者会議というものがございますが、民間団体と当協会が連携を図るために、例年2月あるいは3月に関係の代表者の方にお集まりいただき、翌年度の事業内容の打ち合わせをするなどの会議を設けているところであります。

評価項目の（オ）でございますが、広く国民に理解と認識を深めていただくための事業として、標語の募集あるいはポスター・カレンダーの作成、2月、8月の強調月間における啓発用の懸垂幕の掲出事業を実施しております。標語の募集に関しましては、キャッチコピーと併せまして4月から9月末まで、ホームページ、公募専門誌、それから、団体の関係広報誌などを使い募集いたしまして、22年度には4,230件の応募がありました。前年度に比べまして400件増となっております。

ポスター・カレンダーの作成であります。一般競争入札で調達をしておりますが、22年度におきましては11点の応募がありました。その中から1点を採用し、予定どおり作成したところであります。

2月、8月の強調月間における懸垂幕、横断幕の掲出であります。22年度におきましても、例年どおり、各都道府県に実施していただきました。この詳細につきましては、資料1の業務実績報告書にまとめてありますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、11ページでございます。「北方領土を目で見る運動」ということで、当協会は、根室市の納沙布岬の北方館、別海町の別海北方展望塔、羅臼町の羅臼国後展望塔の3施設を有しております。有効に利用されております。これらに常設しております意見箱で意見を聴取し、展示内容の充実あるいは来館者へのサービスの向上のため、毎年、計画的に改善計画を立てながら、可能な限り整備をしているところであります。

啓発施設の利用状況につきましては以上であります。保有資産という観点から、参考5に「実物資産の保有状況について」という資料がございます。参照いただければと思いますが、協会の保有資産としましては、啓発施設の3施設に加えまして、東京、札幌の事務所及び単身赴任しております専務理事の札幌の宿舎になります。この4枚目に、建物、土地以外の資産につきまして、車の関係等の資料がございます。車両を2台所有しております。1台はビザなし訪問の際に団員や事務局の移動に使用している啓発バスでございます。根室市に管理運行を委託しているものであります。もう一台は、連絡車両として使用しているものであります。こちらは、22年度途中までリース契約にて借り上げていたものであります。契約終了後に、当該車両を買い上げたものであります。表中の下段の1台と上段の2台のうちの1台は同一車両でございます。借り上げ中の経費等が下段に、借り上げた後の経費につきましては上段に記載しているものになります。年間を通しては、協会としては2台の車両を所有していることとなります。どの資産につきましても、協会の目的を果たすために必要不可欠なものでありまして、それぞれの目的を十分果たしているもので、所有につきましては、適当な資産であると考えております。

続きまして、12ページでございます。啓発事業の2つ目の事業でございます。青少年や教育関係者に対する啓発の実施ということで、当協会が20年度から重点項目の一つとして

掲げております青少年、いわゆる後継者の育成を目的として実施している事業であります。

評価項目の欄に○をつけて4つの事業名が並んでおります。1つ目は北方少年交流事業であります。総理や担当大臣などを表敬訪問し、四島への思いを青少年が直接お伝えするという、元島民3世等を対象とした昭和46年から実施している事業であります。22年度も予定どおり、7月下旬に7名の青少年を東京に招聘し、実施しております。

2つ目は現地研修会であります。中学生、高校生と中学校の社会科の先生が対象であります。平成14年から毎年8月に根室市において実施している事業であります。

3つ目が北方領土ゼミナールであります。大学生を対象としておりまして、毎年9月上旬に根室市において実施している事業であります。

4つ目が、学生研究会でございます。北方領土ゼミナールや四島交流事業に参加した大学生を対象とした事業でございます。これらは、いずれも計画どおり実施しております。業務実績報告書にも詳細をまとめてありますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、これらの参加者から報告書の提出を受けまして、適切に活用されているのかという点であります。例えば青少年教育指導者の現地研修会では、会場の改善やプログラム内容の改善など、事業の充実を図ったところがあります。

そのほか、報告書の活用であります。現地研修会参加の中高生が壁新聞を作っておりますが、この資料は、各ブロックに帰りまして、各ブロックにおける青少年育成事業を実施いたしておりますので、そこでの展示あるいは派遣された学校内に展示していただきまして、仲間の中高生に啓発していただいております。先生方には、授業構成案をつくっていただきまして実践していただいております。ゼミナールの大学生の報告書は、県民大会や研修会に配布させていただいて、それぞれ活用しております。

続きまして、13ページになりますが、評価項目（イ）であります。北方領土問題教育者会議の設立を促進し、必要な支援を行ったかという観点でございます。

平成15年度から青少年への啓発、後継者の育成を図るには、学校教育現場の関係者の役割が重要ということで、先生方による教育者会議をつくっていただき、充実した領土問題の授業をしていただくために設置をお願いしているものであります。22年度には、福井県、広島県、高知県の3県で設立されまして、現在37都道府県で設置されております。未設置県につきましては、引き続き設置に向けて働きかけをしているところであります。

この活動状況につきましては、業務報告書の62ページから72ページにまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。特に、19年度から開始しました特別事業、例えば県民会議と共同で作文コンクールなどをやる、あるいは学校全体を実践指定校にして、領土問題の教育実習をしていただくといったメニューをお願いしまして、支援を行ったところがあります。22年度は、特別事業が5府県、教育指定校は5道府県の9校で実施していただきました。

下段の教育者会議全国会議の開催であります。先生方に都道府県の横の連携、情報交換などをしていただき、また、必要な情報を提供するという会議を開催しております。ア

ンケート調査の結果も実績の欄に記載しておりますが、すべての方から有意義であったという評価をいただいております。

14ページであります。3つ目のわかりやすい情報の提供ということで、パンフレットなどの啓発資料で資材を作成し、ホームページの充実も図っております。また、ポスター・カレンダーなどを使いまして、多くの国民の目に触れる幅広い広報を進めているところでもあります。協会ホームページにつきましては、昨年同様、速やかな更新を行い、必要な情報をホームページで発信するというので、特に北方館から、北方領土返還運動原点の地と言われる根室での取組状況を、毎月メッセージ形式で情報を発信しております。また、同じく北方館に設置しておりますライブカメラを通じまして、ホームページ上で島を見ていただくなどの工夫をしているところでもあります。

下段の教育者及び青少年向けの情報発信についてであります。22年度には、教育者向けには「授業構成案」を紹介して現場で役立てていただく、青少年向けでは、各授業で行った子どもたちの学習内容を紹介するコーナーを設置するなど、より利用しやすいページづくりを行っております。

15ページであります。これも協会事業の柱の一つであります北方四島との交流事業についての目標でございます。

1つ目は相互交流事業についてであります。当協会の主催で4回訪問を計画しまして、すべて実施しております。もう一つ、協会が支援する団体で北海道を対象とする北海道推進委員会という団体がございますが、その主催事業も、6回訪問を計画し、計画どおり実施しております。

次に、参加者の意見を次の事業にどう反映しているのかということですが、事業の参加者へはアンケートを行っておりますが、御意見は次年度以降のプログラムに可能な限り反映するようにしております。結果として8割から9割程度の方が有意義であった、四島の現状の理解あるいは相互理解の増進が図られたという評価をいただいております。

2つ目でございます。16ページの専門家の派遣事業についての実施状況でございます。これは、教育専門家派遣としまして、中学校の社会科の先生を対象としまして、中高生の合同の訪問事業という形で、当協会と北海道推進委員会それぞれ1回ずつ、予定どおり実施しております。

専門家派遣の2つ目として、日本語講師派遣事業を当協会で行っておりまして、各島に1回、3島それぞれに対して1か月程度派遣を実施したところであります。これも予定どおり実施ができております。

下段から次のページ上段にかけましての指標であります。報告書の提出、あるいは日本語講師につきましては、派遣した講師の方々から御意見を伺う報告会を12月に実施し、意見交換などを行ったところであります。その結果、日本語講師の授業が北方四島の特殊性を考慮して円滑に行うことができるようなカリキュラムの改善を行うなど、次年度以降への改善へとつなげるよう努めております。

17ページの後段でございますが、実施団体間の当該年度の実施をもとにした検討会を開いたのかということではありますが、22年度交流事業の実実施計画をもとに、年度末に関係者にお集まりいただきまして事業の総括をし、23年度事業の円滑な推進につなげたところでございます。

18ページ、項目の3でございます。四島交流事業に使用する後継船舶の確保という事業でございます。24年度供用開始を目指しまして、海事関係の専門家等により構成される「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を引き続き開催しております。また、船名の公募を行いまして、2,469件の応募がありまして、平仮名で「えとびりか」を船名として採用させていただきました。

下段は、協会業務3つ目の柱であります調査研究の実施であります。

北方領土に関しまして適切なテーマを選定して調査研究を行ったかということでございまして、22年度のテーマとして、「メドヴェージェフ・ロシア大統領の国後島訪問の意味と今後の対ロ戦略について」、分析を行うということで、専門家の方々に論文をお願いし、ホームページ上で公表したところであります。

2つ目は、四島の現状を的確に把握するため、直接島の新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、情報を提供しております。同じように、島の情報の収集という意味で、北方領土問題に関する有識者の方々より御意見を伺う意見交換会も実施しております。

19ページは、協会業務4つ目の柱となります元島民に対する援護であります。

第1に、元島民が返還要求の重要な役割を果たしているという中で、元島民同士の連携の強化、役割の再確認をしていただくということで、「北方地域元居住者研修・交流会」の開催について、4回計画いたしまして、予定どおり開催したところであります。

続きまして、元島民により構成されます千島連盟という団体が行う署名活動に対する支援であります。これは、さっぽろ雪まつりでの署名活動への支援や署名用紙の印刷、配布を行い、更には、全国で収集された署名の管理をするといった支援を行いました。22年度におきましては約96万人の署名が集まっております。これらは、いずれ国会請願法に基づきまして国会に請願をする際に使用させていただくこととなります。

それから、20ページにあります千島連盟が実施いたします北方領土関連資料情報発信事業への支援も行いました。これは、21年度からの3か年計画となっております。この事業は、元島民等の戦前の貴重な資料の散逸を防ぎ、多くの方に御覧いただくことが可能になるよう、資料のデジタル化、情報発信を行う事業であります。

下段の自由訪問につきまして、これは、同じく千島連盟が実施する、当時住んでおられた島に元島民の方が訪問するという事業で、いわゆるふるさと訪問であります。22年度は昨年より1回増の年間5回の計画をいたしまして、すべて予定どおり実施していただいたところであります。これらに対する報告書の提出につきましては、実施概況や団員の手記、名簿、訪問地の実際の地図が掲載されておりまして、参加できなかった元島民の方々に配布し、御活用いただいているところであります。

21ページ、これも柱の一つであります融資事業関係であります、旧漁業権者及び元島民の方に対する生活あるいは事業資金を低利にて融資するという業務であります。

まず1つは、融資制度の周知や要望等の聴取のための融資説明・相談会の開催であります、計画の10地区を超える11地区12回開催いたしました。

なお、実績としましては、東日本大震災の影響で昨年比べて1回減となりましたが、参加人数、相談件数につきましては、ここ数年の推移と比較して大きな減少もなく推移しましたので、事業の目的は果たせたのではないかと考えております。

この説明会とは別に、協会広報紙などで制度の変更を周知する、あるいは資格の死後継承ができると思われる対象者の方にダイレクトメールを送付するなどして広報に努めたところであります。

下段から次のページにかけまして、関係金融機関との連携の強化ということで、転貸貸し付けを行っている漁業協同組合あるいは委託貸し付けを行っている関係金融機関の担当者との定例的な会議を計画どおり開催したところでありまして、それ以外にも、当協会の担当者が積極的に訪問をし、要望、意見を収集することに努めたところであります。

22ページ下段であります、リスク管理債権の適正な管理についてであります。借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行っているのかという点では、事業資金につきましては、過去の生産高・収支実績や資産、負債の状況把握に努めて、必要性などを審査しております。

生活資金であります、資金の必要性、使途、家族全体の可処分所得を重点に審査しております。対象者が御高齢になっておりますので、連帯債務者を付してもらいなどの債権保全の強化も行っておりますが、これは、協会の直接の貸し出しのみではなくて、組合金融機関の転貸、委託による貸し付けにおきましても、同様の措置を実施しております。

23ページは、信用リスクの管理は的確かということで、延滞債権督促マニュアルに基づきまして、22年度におきましても、初期延滞者に対する督促を重点とし、1か月の初期延滞者への電話督促を徹底し、3か月以上の延滞者には、電話督促に加え、弁護士による文書の督促、更には、実態調査を実施し、管理・回収に努めたところであります。

時効中断につきましては、時効中断管理簿で適切に管理しておりまして、時効により消滅した債権はございません。また、破綻先債権の管理ということでは、連帯債務者あるいは保証人との協議を行い、債務承認と返済約定書の徴収に努めるなど、信用リスクの管理も適切に行っております。

下段のリスク管理債権額の状況であります。1つ目は、貸付残高に対するリスク管理債権の割合、リスク管理債権比率でございます。全国金融機関の20年度末平均率2.96%以下に抑制するという、協会の比率は2.04%であったため、目標に対しましては0.92ポイント下回って計画を達成しております。

次のリスク管理債権比率抑制のための対策としましては、延滞者への督促に加えまして、新規貸し付けの与信判断の精度を上げるという観点から、個人信用情報システムを活用し

ております。22年度中におきましては、新規借り入れ申し込みのうち6件が多重債務者からのものであったことが判明しまして、その効果も上がっているところであります。

24ページの更生・生活資金につきましては、前中期計画期間のリスク債権平均残高90%以下に抑制するという計画目標でありましたけれども、これも、50.4%まで縮減しております。

次の修学資金であります。これも新規あるいは更新契約時に成人に達した就学者との契約締結の際には、連帯債務契約を締結するという事で、対象者の80%が目標であります。100%の実施ができております。

住宅改良資金であります。前中期のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制するという事でありますが、62.6%まで縮減されておりました。これも計画に沿って進んでおります。

個人情報の適切な管理につきましては、個人情報情報システムを取り扱うということもありまして、担当者3名に通信講座を受講させ、全員が個人情報取扱主任者に認定されました。

25ページの融資業務研修会の開催であります。先ほど申しあげました元島民で構成されております千島連盟の支部長あるいは推進員等を対象としまして、当該年度あるいは翌年度の融資計画や資格の継承等につきまして報告あるいは協議を行う支部長・推進員融資業務研修会を、22年度におきまして46名の方が出席され、予定どおり開催いたしました。

次の資金需要調査の実施であります。資金需要の調査の結果を踏まえまして、漁業及び農業の設備資金の上限額の引き上げや住宅関連資金の引き上げなどを23年4月から実施できるよう措置を行いました。

26ページから予算の関係であります。こちらは、後ほど財務諸表の中で御報告させていただきますので、この段階では説明を省略させていただきます。

29ページに飛びまして、短期借入金の限度額であります。これも、一般業務勘定、貸付業務勘定で限度額を定めております。

一般業務勘定は5,000万円を限度に借り入れが可能ということで定めておりますが、借り入れの実績はございません。貸付業務勘定におきましては、資金繰り状況に合わせて、長期借り入れまでのつなぎ資金として14億円を限度といたしまして借り入れできる計画となっております。22年度におきましては13億4,000万円の借入計画を立てましたが、実績としましては、貸し付けに必要な最低限の7億7,000万円の借り入れを行ったところであります。

次は、重要な財産の処分等に関する計画であります。

貸付業務の関係で10億円の基金を持っておりまして、低利資金調達のために担保に出しております。差し入れ先としまして5つの金融機関がありまして、実績欄に記載したとおりであります。いずれも融資取引のある金融機関となっております。担保の差し入れ額を超える借り入れをしていることから、根担保になっておりますので、いずれも妥当な

選定ではないかと考えております。

下段の剰余金の使途であります。一般業務勘定、貸付業務勘定いずれも、22年度は該当がございませんでした。

30ページでございます。その他主務省令で定める業務運営に関する事項であります。施設整備に関する計画といたしまして、北方領土啓発施設の3施設のうち、根室の北方館及び別海の展望塔の改修を行うというものであります。こちらの2施設につきましては、老朽化が進んでいるということで、それぞれ老朽化対策、バリアフリー推進のための改修工事を実施いたしました。

最後に、人事に関する計画でございます。

独立行政法人になりましてから、特に、17年度にそれまでの総務課と業務課という2課体制から、業務部門をスタッフ制としまして、機能的に業務に対応するための体制にしたところであります。19年度の職員1名削減に続きまして、22年度末には更に1名の削減を実施しましたので、少人数でより効率のよい業務運営を心がけていく必要がございます。このため、職員の適正な配置を行うとともに、各種の研修会に職員を積極的に派遣しまして、より一層、業務遂行能力の向上を図っているところであります。

業務報告は以上でございます。予算につきましては、後ほどまた説明させていただきます。

○上野委員 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○沼尾委員 すみません、初めてでよくわからないこともございますので、2点教えていただければと思います。

まず1点目で、こちらの資料2の3ページのところで、随意契約と、あと一者応札・一者応募の見直しというのが書かれていますのでけれども、確かに競争入札というのは、競争性が働いて効率的だという議論もある反面で、やはり特定の技術ですとか知見を持っている、あるいは状況をわかっているということを考えた場合に、当然、随意でやった方がより効率的だということも十分あり得ると思います。全体のこの評価項目とか実績を見ると、やはりこれは、競争入札にシフトさせていった方がいいということが前提の書きぶりになっていますが、そこは、ここで取り上げているものは、やはりそういった競争性を働かせた方が望ましいようなタイプの事業に関する契約に関する説明だと理解をしてよろしいのかどうか、まずその1点を教えてください。

○間瀬理事長 今の先生の御理解で正しいと思います。基本的に競争入札にしていくということですね。

○沼尾委員 それから、もう一点、普及活動のところ。大学生とか子どもたちを対象に一定のプログラムを行っておられるということですがけれども、現在、こうした北方領土問題にかかわらず、地域や社会の問題について、大学や学校と絡めた取組がいろいろなところで行われています。こうした取組と比べて、思っていたよりも参加人数が少ないなど

いう印象を受けたのですが、これは何か、1つ早稲田のサークルか何か載っているのですが、もっとこういう活動に対して積極的に、例えば講演会ですとか、あるいは何か勉強会みたいなことで参加するというのは、大学ではかなり出てくるのではないかと思います。この規模にとどまっているのはどういうことなのか教えていただければと思います。

○間瀬理事長 今、平均年齢が、元島民の方の1世がもう既に77歳を超えておりますので、次の若い人たちに正しく領土問題を理解してもらっていかなければいけないということで、これはもう文部科学省さんの教育指導要領にも、領土問題を教えていきなさいというのが入っているわけですね。それで、まず、中高生が1つのグループ、それから大学生、それからあと後継者、若い人、特に2世、3世を中心にしておりますが、そういう方々、それから一般の方ということになります。

大学生に関しては、今、確かに先生御指摘のとおり、大学生を集めてやる人数というのは数的には少ないのですが、これは結構、県民会議なんかにも入っているケースがございます。大学だけ取り出すと人数が割と少ないということがございます。

○上野委員 よろしいですか。

○沼尾委員 ありがとうございます。

○上野委員 どうぞ。

○大隈委員 すみません、2点ほど教えていただきたいのですけれども、1点目が、6ページ目の内部統制のところのコンプライアンス委員会、こちらは22ページに若干書かれているのですが、もうちょっと詳細に教えていただきたいのと、2点目が、これは前に教えていただいたと思うのですが、ちょっと忘れてしまいましたので、途中で千島連盟のこと、19ページや20ページのあたりの千島連盟の支援ということが出てきたかと思うのですが、ちょうどこちらの事業計画書、千島連盟の方を見ておりましたが、こちらは特例民法法人に当たりますので、こちらの参考8の3ページ目のところに、3番の(1)のところでは新公益法人制度への移行業務ということで、こちらは平成25年11月末までに移行しなくてはならないということで、今その準備をされているということですが、まず、ちょっと関係を教えていただけたらと思います。

以上2点、お願いいたします。

○間瀬理事長 コンプライアンスに関しては、昨今、コンプライアンスをしっかりとやれということでございまして、まず、民間の会社が非常に大変な労力、資金を使ってやったわけですが、今、我々の独立行政法人にも参っております。私どもの協会も、昨年、コンプライアンス委員会というものをつくりまして、特に内部だけではなくて、外部の先生をお願いしまして、1人は新日鉄の副社長をやった佐々木宏機さんという方、もう一人は三井物産の検査役室で外国の検査、それからあと国内の内部検査の資格を持っている方に入っていて、それで我々の状況を見ていただいております。あとは、やはり国民のお金をお預かりして活動しているわけですから、その辺は、できるだけ外部に結果を公表して透明性を保つとやっているつもりでございます。

コンプライアンスは、そのくらいでよろしゅうございますか。

○大隈委員 はい。

○間瀬理事長 それから、千島連盟の関係につきましては、ちょっと私も十分な知識がありませんので、鶴田専門官、ちょっと答えていただけますか。

○大隈委員 多分、今こちら、公益移行の場合にでも、事業の公益性ということで事業の見直し等もされておりますので、それと、例えばこちらのとでダブる部分があるのかとか、そういったこともちょっと教えていただけたらと思うのですけれども。

○鶴田専門官 私どもの方で千島連盟さんをお願いしているものにつきましては、元島民の方々の返還運動、それから、元島民が行う自由訪問、ふるさと訪問でございます。この事業を円滑に実施するためには、元島民の団体である千島連盟を活用するのが、より効果的、効率的であるという観点から、千島連盟さんをお願いしているところでございます。財務諸表上では、関連公益法人というとらえ方になるのですけれども、これにつきましても、千島連盟の総事業収入の3分の1を超える額を支援しているという会計基準の観点から、関連公益法人という位置づけになっております。

事業の見直しということでございますけれども、私ども北対協が、元島民をうまく活用、ちょっと言い方は悪いですが、事業実施するには、元島民の方との信頼関係のある千島連盟を通じることが一番効率的であるという観点から、1つは、元島民が行う自由訪問、ふるさと訪問、それから、今、手がけております資料整備ですが、元島民が持っている貴重な資料、これらを一括して収集・整備していただいた上で、これをホームページ上、啓発施設で公開するというところでございますが、これも、千島連盟という団体が一括して統括してやった方が効果的であるという観点から、千島連盟をお願いしているところでございます。

○大隈委員 理事長等の役員さんというのは、どういった方がなられていますか。

○鶴田専門官 千島連盟につきましては、理事長は元島民の方でございます。私ども北対協との関係でございまして、私どもの関係の人間がその団体に入っている、理事になっているとか、その団体の議決権をかなり握っているとか、出えん金があるとか、そういったことは一切ございません。単純な事業に対して、効果的に私どもはお願いするという観点から、千島連盟に補助金として支援しているということでございます。

○大隈委員 こちらは財団ではなくて社団ですので、会員さんというのは、ほぼ元島民の方がいっぱいという感じの構成になっているわけですね。

○鶴田専門官 はい。役員もほとんど元島民の方でございます。

○大隈委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○上野委員 どうぞ。

○渡邊委員 四島への日本語教師の派遣というのがありますよね。3回行われたということですが、ロシア側の反応といいますか、これはやはり若い人が恐らく多いのではないかと思うのですが、この期間とか、それから、これは各島に1回ずつということで約

1 月間ということになると思うのですが、長期的な展望を踏まえたと、やはりこれはもう少し長くいた方がいいのか、この程度でいいのか、そういうことも含めて、それと、ロシア側の受講生の反応みたいなものをもう少し詳しく教えていただけませんか。

○間瀬理事長 今、まさしく渡邊委員からの御指摘のとおり、1 か月というのは短いわけですが、非常に現地のインフラ等が十分ではない関係もございまして、やはり若い、特に女性の先生が多いので、その方たちを何か月も置くというのが、はっきり言ってまだ自信がございません。1 か月をもっと延ばしてくれという希望は確かにございます。

受講者としてしましては、7 歳、8 歳の子どもから、もう退職をした60歳以上の方まで、非常に幅が広いのですね。ですから、先生方としては大変苦労しているようでございます。そこで、最近子ども用と大人用に分けまして、大体大人用のものは中学生以上ぐらいを対象にして、子どもたちには、日本語を教えるというよりも、日本の漫画を見せたり、一緒に遊んだりするというような格好で、日本に親しみを持ってもらおうというような格好になっております。

1 か月しかないということから、従来は海外で日本語を教えるときの本を使っていたのですが、それはやはり半年とか1 年やらなければいけないわけでございますね。それで、1 か月で日常の会話とか何かができるようにもっとコンパクトなものにしようということで、実は今年その教科書を新たにつくろうということで、今、テスト的につくったものを、島に行った先生たちに持たせまして、それで1 か月でどうやって一番効率的にできるかというようなことを試行しております。

それから、もう一つは、これはまだ具体的な方法がないのですが、先生たちが帰ってきてしまったからのあと11か月をどうするかと。この辺になってくると、インターネットを使ってというようなアイデアは出るのですが、なかなかもう一つ具体的な方法が見つからないというのが実態でございます。

ただ、我々が派遣する1 か月の先生たちから学んだことを基礎にして、ある程度日本語ができますと、今度、例えば北海道に3 か月呼ぶなんていうのがあるんですね。これは、北海道の推進委員会の方でやっておりますが。そういうところに来た人なんかは、かなり日本語がしゃべれる人もいますし、それから、国後島や色丹島には、日本語のサークルがあります。色丹島では、そのダネリヤさんという方が、相当日本語がしゃべれるようになりまして、札幌にも勿論来ているわけでございますが、その方が、日本語の先生がいなくなった後、ボランティア的に島の人たちを集めて、完璧ではないですが、日本語のスクールの継続してやってくれているというようなことでございます。したがって、交流で初めて行った方は、意外と子どもたちが日本語であいさつしてくれるのでびっくりして帰ってきますね。そういう効果がございます。

ただ、いかんせん1 か月でございますので、この1 か月で相手に外国語を教えるというのは、自分が英語を学んだときの経験からしましても、これは大変難しい環境だなというのは事実でございますので、今回、大分できてきました、1 か月用の教科書をいかに上手

につくるかということに今後かかっているのではないかと思います。

○渡邊委員 その四島の方と、四島というか、実質的には三島なのだけれども、こちらは日本側との交流という意味、あるいは理解を促進するという点では、向こうの人が、やはり日本の言葉を通じて日本のことをいろいろ理解し出す、それがだんだん進んで、成長して、ひょっとしたら日本で働こうとか、あるいはもっと何か、今まで自分たちが教わってきた日ロ関係とちょっと違うというような発見も、彼ら自身でそういうことをやるかもしれないし。そういう意味からすると非常に重要な活動の一端ではないかと私は思っているのですけれどもね。そういう意味で今、お伺いしたわけですから。

○間瀬理事長 事実、私どもが家庭訪問をしますと、最近、大きくみんな集まったところでは自由な発言が余りされないのですが、家庭訪問しますと、今、一生懸命うちの子どももサハリンで日本語を勉強している。是非、日本に行って、就職の場所を見つけないか。そういうものに協力してくれないかとか、あるいは、まだ日本語は片言なんだけれども、うちの息子はウクライナにいて、自動車の技術を持っているので、是非、自動車の修理工場に就職をあっせんしてくれないか。そうしたら、自分たちもその子どもについて日本に行きたいというようなことは、結構ございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○上野委員 どうぞ。

○大隈委員 すみません、評価ではないのですけれども、ちょっと教えていただきたい。18ページに出てきたのですけれども、後継船舶なので、関心の高さからか、お名前の募集でかなりの応募数があったようですが、最終的にこの「えとぴりか」に決定したのは、そのいっぱいある2,500の中から選ばれた理由というのをちょっと教えていただけますか。

○間瀬理事長 理由でございますか。

○大隈委員 理由というか、どういう意味なのですか。

○間瀬理事長 エトピリカというのは、島の周辺にいる黒いボディに、くちばしが赤くて、あの辺独特の鳥なのだそうでございます。それで、そのエトピリカという、いわゆるあの地域の独特の鳥であるということと、鳥ですから、自由に、中間ラインなんていうものは関係なしに行き来できる。そういうものをひっかけて、やはり鳥のように自由に行き来したいなということと、それから、あの辺にしかない独特の鳥ということから、圧倒的に強かったわけでございます。

○大隈委員 わかりました。

○川名局長 関連でよろしいですか。応募が2,469というような数字でございました。このうち上位30点、仮名であり、片仮名もいろいろありますが、その多かった30点の中から、選考委員の方々が、その中から選考したということでございます。

○大隈委員 ありがとうございます。

○石川委員 2点お伺いしたいと思います。まず1点目は、アンケートの結果についてです。調査の回答は「非常に有意義」、「有意義」、「有意義ではなかった」が多いのです。

が、これ以外にも質問はされていたのでしょうか。ほかにも何か記述式で、コメントや感想が残されているのかどうか教えていただけますか。

○間瀬理事長 今、先生のおっしゃるアンケートは、ロシア人からのアンケートでございますか、それとも日本の参加者からのアンケートでございましょうか。何ページになっておりますでしょうか。

○石川委員 目についたのが、実績報告書の81ページですね。

○間瀬理事長 これは訪問の方ですね。これは、第1回訪問、第2回訪問、一般訪問、これでございますね。

○石川委員 そうですね。この辺りについてです。

○間瀬理事長 これは、日本から島を訪問した人のアンケートですね。幾つかの項目で4段階ぐらいに、よかった、まあまあよかった、普通、よくなかった、悪いとかとして、そこに印をつけてもらうのと、あと、自由に書いていただくところがございます。こういう格好なので、その4段階評価のところだけを抜き出しておりますが、あと、かなりいろいろな意見を書いてくださいます、それを聞きながら、我々としては参考に次の訪問なんかには生かすようにしております。これだけではございません。

○石川委員 わかりました。それからあともう一点、内部統制の関連でお伺いします。こちらの「参考3」を見ると政独委から内部統制について2点を確認するよう指摘があります。一点は、法人の長が、情報を周知徹底しているか否かについて、もう一点は、リスク管理をどのように行っていたかを確認するよう指摘があります。まず、1点目の情報の周知徹底については、先ほど17名という職員に対して、コミュニケーションをよく図っているということを伺いましたので、よくわかりました。では第2点目のリスクの洗い出し、あるいはリスク管理の視点からすると、具体的にどのような取組をされていたのか、その取組状況を教えていただきたいと思えます。

○間瀬理事長 とにかく、まず人数が少ないということで、何年かに1回、もう少ないところで異動させますと、ほとんどの人が協会の全体の仕事をやっているという格好になりますね。したがって、変な話、内部牽制がよく働いているという感じがします。

それから、もう一つは、通常、民間の会社ですと、今、内部統制をやるときに、会社法ですと非常に大雑把なことしか決まっていけないので、会社ごとに細かいことをきちんと整備しなさいということをやられるのですが、私どもの協会の場合には、例の通則法と、それから協会法と、あと省令とかいろいろなもので非常に細かく手続とかルールが決まっております。ですから、それをまずきちんとみんなが守るということで、かなりの部分がそこでチェックされていると私は思います。

それから、人数が少ないために、基本的には、ほとんど全員にすべての書類を回しまして、それで最後に理事長のところへ上がってくるわけですが、そういうことで、小さいがゆえに隅々まで目が行き届いているということは言えると思えます。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。

○上野委員 どうぞ。

○渡邊委員 これはちょっと今日のあれには余り関係ないかもしれないですけども、訪問事業なんかで、現地と択捉とか国後、2つの行政区がありますが、そことの連絡をする場合は、今、北対協の方から直接電話を入れたりするような、そういうことはやっておられるのか、それとも外務省とか、その通信連絡というか業務連絡というか、その辺はどうなっているのかなということなのですけども。

○間瀬理事長 残念ながら、私どもの協会にはロシア語がわかる人間がおりませんので、基本的には通訳ないしは外務省を通じるわけですが、国と国との外交的なところに関するものは、やはりすべて外務省経由でございます。ただし、日常の連絡については、私どもから、いつもは通訳に使っているルテニアというところと契約しておりまして、そのルテニアに、日本語で書いたものをファクスで送って、そこはロシア語に訳したものをロシアに送る。それで、来たものを翻訳して我々のところへ送ってくる。それから、電話で来たときも、まず、ほとんどの場合が、札幌のそのルテニアという通訳会社の方に入りまして我々のところへ来る。これは、もう長い間やっておりますので、比較的スムーズに機能していると思います。

○渡邊委員 その通信状況は、今はひところと比べていいのですか。その電話連絡とか。

○間瀬理事長 今、携帯電話が島でも全部通じますし。ですから、大体多くが国後の日本センター、こことは始終電話で連絡ができます。

○上野委員 ほかに御質問ございますか。

それでは、私の方からちょっと御質問なのですが、根室地域の啓発施設に関しまして、資料2の11ページに出ておるのですが、そこで有意義だったとの回答ということで回答の件数が書いてあって、別海北方展望塔だけ6件と極端に少ないわけですが、これは、つまり別海北方展望塔を訪れる人自体が相当数少ないということでしょうか。

○間瀬理事長 これは、従来、道路端にあって目立たなかったということもあって、北方館と羅臼に比べますと、確かに行く人が少なかったと思います。しかし、今度、去年いただいた予算で整備をし直したときに、同時に、町が道の駅の指定を受けまして一帯開発したのですね。それで、この間、北海道の新聞にも結果が出ましたが、来る人が物すごく増えてきています。我々がいただいた予算で改修したときに、全部展示も新しくしましたので、今は非常にお客さんが増えております。来年はもっといい数字をお見せできると思います。

○上野委員 わかりました。

○川名局長 追加でよろしいですか。今の分の補足でございまして、別海がちょっとこのところ少なくなっていたと。工事等の関係で一度休館した時期がございまして、そういう部分でちょっと少な目になっていたと思います。大体、平均は年間1万人を超えるかどうかだったと思います。

○上野委員 わかりました。

○間瀬理事長 すみません、上野先生、修理のために8月から12月の5か月間休館しておったということもごさいます。その後はかなり順調に今、特に道の駅として再スタートしてからは、大変好評に、人数がぐっと増えております。

○上野委員 わかりました。

そのほか御質問ございますでしょうか。

○沼尾委員 あと1点だけお伺いしたいのですけれども、今の啓発施設もそうなのですが、その前にもいろいろな取組をされておられて、例えば県民大会とか研修会などの開催の回数については記載されているのですが、それぞれのイベントに、例えば何人ぐらいの方が参加されたのかとか、入場されたのかという数字については、掲載されていないものもあるのですが、こうした数字というのはとっておられないのですか。

○間瀬理事長 それは勿論とっております。それは、今の県民会議が行った研修会・講演会というのは、30ページから33ページのところは、確かに項目しか入っておりませんね。大事なところは、我々役員が行って説明したり、あるいはハイクラスの専門官が行って、あいさつをしたり、説明したりしていますが、人数は勿論押さえております。少ないところでも五、六十名から、多いところの大阪なんかでは1,200名。平均して大体200名から300名ぐらいの間で県民大会であれば出てきております。勿論、数字は全部とっております。

○沼尾委員 わかりました。もし可能であれば、今回はこういう形でまとめてくださっているのですけれども、次の機会があれば、何かそういった数字も、集計したもので構いませんので出していただければと思います。

先ほどの啓発施設の話も、アンケートの回答数だけ見ると、何か余り人が来られていないのかなというふうにも見えてしまうのですが、もし、例えばある程度の入場者数とかを把握しておられるのであれば、それも出していただければと思います。

○間瀬理事長 それは今、事務局持っていますか。北方館とか羅臼とか。

北方領土啓発施設入館者という表がございまして、北方館、これは根室の納沙布岬でございまして、22年度は12万5,871人、参考資料5の4ページに、カラーのところのところでございまして、そここのところに、一番上に北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔とございまして、真ん中辺に利用者数というのが、20年度、21年度、22年度と出ております。ちょっと小さくて申し訳ありませんが。それで、北方館の場合、22年度は12万5,871名、それから、別海展望塔は5か月の休館の間がありました7,086名、羅臼国後展望塔の場合は2万4,927名ということでございまして。

○沼尾委員 ありがとうございます。

○上野委員 今の沼尾委員の御質問で、各講演会等の参加者の人数ということだと思っておりますが、研修会とかですね、それは、業務実績報告書に載せていただいた方がいいということでしょうか。

○沼尾委員 回数としてはやっているのだけれども、余り人が集まっていないのか、ある

いは地域によって、すごく盛り上がっているところと、そうでないところがあるのかとか、そういったところが、実際の数字が入るとちょっとわかりやすいのかなと思ったところでは。

○川名局長 それでは、これは別に資料で用意するようにいたします。

○田原企画係長 もし資料があるのであれば、こちらから委員の皆様へ、この委員会が終わった後、お送りするようにします。

○間瀬理事長 たしかそういう資料がありますので、コピーをとってお送りしますので。

○田原企画係長 それでは、いただいて、こちらからお送りするようにいたします。

○上野委員 では、そういうことで、よろしくをお願いします。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

それでは、次の、平成22事業年度財務諸表等について、北対協から御説明をお願いしたいと思います。

○川名局長 それでは、資料4からでございましょうか。資料4、5、6、これが財務諸表等に関係する部分でございまして。

まず、それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。1ページから25ページまで、これが当協会の法人としての全体の姿でございまして。御説明は、一般業務勘定と貸付業務勘定がございまして、分けて説明させていただきます。一般業務勘定は私から、それから、貸付業務勘定につきましては、札幌事務所の上席専門官、畠平から説明させていただきます。

それでは、まず、一般業務勘定でございまして。29ページからということになります。

財務諸表の概要の部分は配付資料5の方でございまして。御覧いただきながらということをお願いしたいと思います。時間の関係もありますので、主要項目を中心に説明させていただきます。

まず、30ページの貸借対照表についてでございまして。貸借対照表、これは法人の財政状態を明らかにするため、年度末において法人が有している資産の態様と、その調達源泉とを表示した資料となっております。

まず、資産の部であります。流動資産、固定資産の2つに区分されておまして、流動資産は、現金及び預金、未収金、前払費用からなっております。現金及び預金1億5,419万円が主なものでございまして、その要因は、右側ページ上段に負債の部というものがございまして、負債の部の運営費交付金債務が主なものでございまして、流動資産の合計が1億5,636万円ということになっております。次に、固定資産でございまして、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の3つに区分されております。有形固定資産の建物、これは、道東にある啓発3施設が主なものでございまして。また、投資その他の資産は、東京事務局の敷金でございまして。資産合計は4億4,647万円となっております。昨年と比べまして約1億6,000万円増加しておりますが、これは、22年度実施しました施設整備に伴う資産の増加が主な要因ということになっております。

これに対しまして、負債の部、右側の方でございますが、流動負債、固定負債の2つに区分されておりました、流動負債は、運営費交付金の未使用分であります運営費交付金債務、未払金、預り金等で、その合計1億3,595万円が流動負債となっております。

なお、運営費交付金の22年度未執行率は約7%でありまして、これは、入札差額及び節約等によるものであります。

それから、固定負債は、資産見返運営費交付金、資産除去債務の2つに区分されておりました、資産見返運営費交付金は、独法後に運営費交付金で取得した資産の減価償却後の残存価格、資産除去債務は、独法会計基準の改定に伴いまして22年度から盛り込まれたものでございまして、有形固定資産の除去に関しまして法令等で要求される法律上の義務及びこれに準ずるもので、これに要する経費相当額でございます。協会では、根室にあります啓発施設、北方館の天井及び床のPタイルに、非飛散ではございますが、アスベストが含有されているものでございます。固定負債合計が2,316万円で、負債合計が1億5,911万円となっております。

次に、純資産の部は、資本金、資本剰余金、利益剰余金の3つに区分されております。利益剰余金でございますが、積立金が23万円、当期末処分利益5万円となっております、いずれも外務省からの四島交流受入事業の受託収入による利益でございます。

なお、当期末処分利益は、財務諸表承認後、積立金としまして利益処分し、今中期目標終了後、国庫返還されるものであります。

負債、純資産の総合計は4億4,647万円でございます、資産の部の合計と一致しております。

次に、32ページの損益計算書でございます。損益計算書は、会計年度を通した法人の運営状況を明らかにするために、収益と費用を集計して、差し引きにより利益または損失を計算した資料でございます。

経常費用としましては、北方対策業務費、施設整備費、受託業務費、一般管理費の4つに区分されております。北方対策業務費は、国民世論の啓発、四島交流の訪問事業、調査研究等の業務実施に要した経費、施設整備費は、啓発施設の北方館、別海展望塔の塩害、それから老朽化対策の整備、受託業務費は、四島交流の受け入れ事業を外務省から受託しているものでございます。一般管理費は、役職員の人件費関係、事務所の賃借料、減価償却費等々でございます。

22年度の経常費用は6億7,663万円となっております。これに対しまして、経常収益は運営費交付金収益、施設費収益、政府受託収入等で、22年度の経常収益は6億7,684万円となっております。また、臨時損失の施設整備に伴う有形固定資産である建物を一部除去した際に要した費用等を固定資産除却損として計上しているものでございます。経常費用及び臨時損失と経常収益等の差5万3,000円が、当期における協会の利益となっております。

次に、33ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。これは、会計年度を通しまして、協会に出入りしましたすべてのキャッシュを業務活動、投資活動、財務活動の別に

集計した資料でございます。

まず、業務活動によるキャッシュ・フローは、支出といたしまして、北方対策業務費、啓発支援費、人件費、施設整備費、受託業務費でございます。これに対しまして収入は、運営費交付金収入、政府受託収入等で、支出と収入で相殺した結果2,086万円となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出、施設費による収入を相殺したものの、財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出でありまして、これら業務を通し財務活動を相殺した4,958万円が、当期における資金増加額で、主な要因としましては、節約等による運営費交付金の未使用に伴う増加でございます。これに前年度繰越金1億461万円を合算した1億5,419万円が期末残高となりまして、貸借対照表、30ページでございますが、これの現・預金と一致しております。

次に、34ページ、利益の処分に関する書類（案）でございますが、22年度は損益計算の結果生じた約5万円の利益を積立金とするものでありまして、この積立金は、中期目標終了後、国庫返還することとしております。

次に、35ページの行政サービス実施コスト計算書であります。これは、法人の業務運営に関しまして、国民の負担に帰せられるコストを整理した資料となっております。

業務費用は、損益計算書上の費用から受託収入、財務収益等を相殺した6億3,830万円でございます。損益外減価償却相当額は、特定資産の当期減価償却額、損益外利息費用相当額は資産除去債務に係る利息費用累計額、損益外除売却差額相当額は特定資産の当期除売却額、引当外賞与見積額は当期の運営費交付金により財源措置が手当てされない額、引当外退職給付増加見積額は役職員の退職金の22年度に増加された額であります。機会費用は地方公共団体等から無償で借りております啓発施設等の土地を有償で借りた場合の費用、また、政府出資または地方公共団体出資等の機会費用であります。政府出資金から資本剰余金を控除した額を10年ものの国債で運用した場合得られたであろう金額としまして、国債利回り1.255%を参考に算出したものでございます。これらを合計しました6億7,564万円が、行政サービス実施コストとなります。

36ページから38ページの注記事項でございますが、財務諸表を作成するに当たりまして採用した原則、手続等を示した資料でございます。この中で、21年度にはなかったものとして、38ページの最上段、VI、22年度の独法会計基準改正に伴いまして、先ほど貸借対照表で説明しました資産除去債務関係を注記させていただきました。また、38ページの下の方でございますが、IXの重要な債務負担行為におきまして、閣僚申し合わせ等に基づくビザなし交流等の後継船舶につきまして、関係団体を代表しまして協会が協定書を締結していることにつきましては、21年度に引き続き記させていただいております。

ちょっと飛びますが、40ページから47ページは貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足する附属明細書でございますので、後ほど御参照いただければと思います。

46ページの関連公益法人等に関する事項でございます。千島歯舞諸島居住者連盟が該当しております。これは、独法会計基準第129、関連公益法人等の範囲の4番で、事業収入

に占める独法との取引額が3分の1以上である公益法人に当たるため、所定の情報を開示しております。

ちなみに、協会からの千島連盟への補助金が事業収入の45.75%となっております。これは、右側の方、47ページの(5)に出てまいります。主な内容であります。元島民が行う自由訪問に要する経費等を補助金として支出しております。

なお、参考8に千島連盟の関係資料が添付されておりますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

最後に、68ページの決算報告書でございます。

収入としまして、運営費交付金、施設整備補助金、事業外収入、政府受託収入がございます。決算額で、収入合計が8億4,432万円でありまして、予算との差、約1,140万円の減額は、22年度に予定した受託事業の受託がなかったことと、それから、施設整備補助金の予算額と精算額の差を合わせたものであります。

これに対しまして、支出は、北方対策業務費、一般管理費、人件費、施設整備費、受託事業費でありまして7億9,724万円であります。予算との差5,848万円は、人事交流等による給与の差額、入札、節約の呼びかけ等による効率化、また、受託事業の1回分の減額等が主な要因であります。

以上、一般業務勘定の方でございます。

それでは、貸付業務勘定の方をよろしく申し上げます。

○島平上席専門官 それでは、貸付勘定の方を説明させていただきます。時間も押しておりますので、主な項目のみ説明させていただきます。

49ページからが貸付業務になります。

50ページを開いていただきまして、貸借対照表でございますが、まず、資産の部の合計額でございますが、一番右下の数字になります63億4,208万円でございます。このうち大方を占めます流動資産の合計62億9,301万円の主なものでございますが、現金及び預金が12億8,233万円ございまして、このうち10億円は旧法人から引き継いだ基金でございます。融資業務を運営する上で根幹となる金融資産でございます。5金融機関に預け入れ、長期借入金の根担保として供しているところでございます。借入金の安定調達と金利コストの軽減に寄与しているところでございます。その下の49億9,964万円は、貸倒引当金減額後の流動性の高い貸付債権でございます。

また、IIでございますが、固定資産の3投資その他の資産には、貸付債権のうち、流動性の低い破産更生債権等を1億857万円計上しておりますが、健全決算の見地より7,966万円の貸倒引当金を計上しているところでございます。上の流動資産に上げております貸付金50億400万円プラス、ただいま説明しました破産更生債権合わせまして、貸付金総額は51億1,270万円でございます。昨年比1億1,562万円減少してございます。

次に、51ページ、負債の部の総計額でございますが46億3,215万円でございます。流動負債の欄でございますが、預り補助金等4,310万円、これは、交付を受けました補助金1

億7,762万円ございますが、その未執行額でございまして、国に返還するものでございます。同じく流動負債欄に一年以内返済予定長期借入金という項目がございまして、11億9,290万円になっております。1年以上の長期借入金は、固定負債欄に33億5,870万円を計上し、長期借入金の合計額は45億5,160万円となっております。昨年度、これも8,460万円減少しております。

次に、下に参りまして純資産の部でございまして、旧法人、特殊法人から引き継ぎました基金10億円と利益剰余金7億592万円及び事務所移転に伴いまして発生しました敷金見合いを資本剰余金に計上しております。純資産の合計額は17億992万円と昨年度と同額でございます。

なお、利益剰余金7億592万円につきましては、昭和62年までに旧法人が積み立てたものでございまして、重要な自己財源として貸付金等に適切に運用しているところでございます。

次に、52ページの損益計算書でございまして、これも重要な項目だけ説明させていただきます。

経常費用の合計は2億302万円、経常収益の合計は2億214万円でございます。飛びますが、臨時利益として貸倒引当金戻入益96万円を計上しております。これは、不良債権の抑制によりまして22年度末における要貸倒引当金が減少したことから、その不用額を利益として計上したものでございます。その計上した分、補助金の収入が少なくて済むということになってございます。当期純利益、当期総利益ですが、ゼロとなっておりますが、これは、経常費用に対して自己収益で不足する額を補助金として受け入れる収支差補助、利益が出ない仕組みとなっているためでございます。

ちなみに、平成22年度に受け入れた補助金でございまして、経常収益欄の一番上でございます1億3,133万円となっております。この内訳でございまして、利子補給費が2,180万円、管理費補給金が1億954万円でございます。

次に、キャッシュ・フローでございまして、

業務活動によるキャッシュ・フローでございまして、人件費、貸付けによる支出、これは貸付実行額でございまして、委託手数料、その他の業務支出等の支出、それから、貸付回収による収入、利息収入、補助金等の収入、補助金精算による返還金、これは21年度分の不用額でございまして、それに利息の受取額、次に利息の支払額、これは借入金の利息に対する支払額でございまして、それらを差し引きまして、業務活動によるキャッシュ・フローは1億913万円となっております。

次に、投資活動によるキャッシュ・フローでございまして、固定資産の取得による支出でございまして、当該年度オフコンを取得しております。また、オフコン取得に伴いますソフトの作成費、この金額が322万円でございます。3番目の財務活動によるキャッシュ・フローでございまして、短期借入れの収入でございまして、これは7億7,000万円借り入れて、全額年度末に返済しております。長期借入れでございまして、11億4,070万円

借り入れいたしまして、返済が11億8,930万円でございますので、この差額8,460万円をマイナス計上しております。長期借入金の減少分と同額でございます。

こういった中での資金の増額は当該年度2,131万円、期首残高が2億6,100万円ございましたので、当該年度の年度末残高は2億8,233万円となっております。これにつきましては、当該年度で決定した額が約11億円ございましたが、未実行、実行しなかった部分が2億5,000万円ほどございましたので、これらの資金手当に最小限必要な額を年度末に残したという形になってございます。

次に、54ページでございますが、先ほど説明したとおり、利益が出ないという仕組みになってございますので、ゼロでございます。

次に、55ページの行政サービス実施コストでございますが、損益計算書上における費用に、自己収入、これは貸付金利息、定期10億円等の利息収入、それから、先ほどちょっと説明しましたが、臨時利益の貸倒引当金戻入益を差し引きまして、業務費用合計は1億3,408万円となっております。Ⅱの損益外減価償却相当額はございません。引当外賞与見積額が23万円、引当外退職給付増加見積額でございますが605万円計上しております。機会費用、これは、一般勘定と同じく1.255%を基金10億円と資本剰余金でございます事務所の敷金分を足した額に掛けた1,260万円を計上させていただいております。行政サービス実施コストは1億5,297万円となっております。

次に、注記関係は説明を省略させていただきますが、1点だけ、63ページの一番上にございます貸付金の残高とそれに伴います引当金の残高という表がございます。この中で、一般債権が51億1,400万円から期末残が50億200万円と、これは残高が減ってございますのでこういう形になってございますが、下の貸倒懸念債権と破産更生債権等でございますが、これは、いわゆる一般的に言う不良債権でございます。この推移でございますが、貸倒懸念債権が500万円減ってございまして、破産更生債権は若干、87万円ほど増えておりますが、総体でこの不良債権が、金額では414万円、貸付金額に占める割合でございますが、これも0.04%減少してございまして、金融資産でございます貸付債権については、適切に管理されていると考えております。

次に、69ページに参りまして、決算報告書でございます。

収入の貸付事業費補助金でございますが、予算1億7,762万円に対しまして、決算額で1億3,451万円、差額4,310万円でございますが、これは、先ほど説明したとおり、国に返還するものでございまして、既に国に返納済みでございます。減った理由でございますが、14億円の貸付予定計画に対しまして11億円で終わってございますので、短期・長期借入金の減少、また貸倒引当金の戻入益等によりまして収支差補助の不用額が生じたということでございます。

支出でございますが、貸付業務関係経費は予算より3,990万円減少し1億883万円となっておりますが、これは、主に長・短期借入金の減少に伴う金利負担の減によるところでございます。

なお、収入と支出の差が96万円ほどございます。これは、貸倒引当金戻入額と同じ金額になっております。当初予算に組み入れられていない現金を伴わない収益であるということで、決算報告から除いております。

以上、簡単でございますが、財務諸表の説明にさせていただきます。

○上野委員 ありがとうございます。

それでは、財務諸表に関しまして御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○大隈委員 財務諸表の内容ではないのですが、監査報告書の関係で、今の70、71ページで、70ページのところに監事さん、71ページのところに会計監査人だと思っておりますが、これ、日付が同日というのは、これは法律で決まっていることなのですか。

○山田監事 そうではございません。

○大隈委員 そうではないのですか。例えば監事さんが先とか。

○山田監事 先は余りないのかなと思います。この監査法人の監査を見た上で、私達は全体を見て判断しております。ですから、その以降ということになると思います。

○大隈委員 特に日付については何の縛りも、特には法律とかでは。

○山田監事 6月いっぱいであれば、そんなには縛りはないかと思っています。

○大隈委員 そうですね、ほかは、例えば公益法人の場合とかでも独法と同じような形が多いと思うのですが、同じく非営利で学校法人の場合には、やはり内部に所属されている監事さんの日付が先でなくてはいけないというのが文部科学省の方から出ているのですね。ですから、最初に監事さんの監事報告書の日付が来まして、次に理事会の承認が来て、最後に会計監査人、いわゆる会計士の日付という、それが、ちょっとそういう決まりになっているケースがございまして、それでお聞きしたのですが、6月中であれば特に日付の何ものなしよりも。

○山田監事 私達協会の監事としては、この監査法人の報告を受けてからということで、それ以降というとらえ方にしております。

○大隈委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○上野委員 そのほかに御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

先ほどの説明いただきました22年度業務実績と、それから、たった今、御報告いただきました財務諸表等について、どちらにつきましても、今後、更にもし御質問等ございましたら、個別に事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

あと、特に財務諸表につきましては、この関係の御専門であります大隈委員に、読み取り情報から効率性等について問題がないか御検討いただいて、次回の分科会においてその結果を御報告いただいて、その後、この評価委員会としての意見をまとめたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

○大隈委員 かしこまりました。

○上野委員 それでは、よろしくお願いたします。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○久保田参事官 それでは、お手元の資料7、項目別評価表及び総合評価表への記入依頼という紙がございます。こちらを御覧になりながら説明を聞いていただきたいと思います。

本日の北対協からの業務実績の説明及び政策評価・独立行政法人評価委員会の評価指針を踏まえ、この資料2の「項目別評価表」の分科会の評価記入欄及び資料3、その次になりますが「総合評価表」の評価記入欄に評価を御記入いただきまして、お忙しいところ大変恐縮でございますが、8月1日月曜日までにメールで御回答をいただければと思います。その上で、事務局の方でとりまとめまして、8月10日水曜日の次回の分科会におきまして資料をお示しし、その場で分科会としての御議論をしていただきたいと思います。その後、分科会としての意見をとりまとめまして、8月17日水曜日に予定されております内閣府全体の独立行政法人評価委員会、親委員会になりますが、こちらに分科会長より御報告をお願いいたします。

なお、1点、北対協の貸付事業につきまして、これは内閣府と農林水産省の共管事業になっております。こちらは、水産関係の貸付事業が入っております関係がございます。評価につきましても、例年でございますと農林水産省の水産分科会の御意見を受けて、一緒にまとめて親委員会に御報告するという段取りをとっておりますが、今年はたまたま内閣府の評価委員会が8月17日で、農林水産省の方の水産分科会が18日の木曜日ということで逆転しております。その関係で、農林水産省の水産分科会の方の御評価次第で、少しこちらの評価の手直しが必要になってくることもあり得ます。そういう面で、一旦この分科会で御評価を決定いただきませんが、水産分科会での評価を反映した上で出すということになっておりますので、その辺は、上野分科会長に御相談の上、また修正等が必要であれば、御判断いただきまして、各委員のお手元にもお届けした上で、親委員会の委員長に御報告して修正を施していきたいと考えております。

そんな段取りで進めさせていただきますが、よろしく願いいたします。

○上野委員 ありがとうございます。

今、事務局から御説明ございましたけれども、水産分科会の意見に関しましては、親委員会の8月17日の翌日の8月18日ということになりまして、間に合いませんので、今、事務局から説明がありました手続でやりたいと思いますので、それはそれでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○上野委員 ありがとうございます。

以上で本日予定されておりました議題はすべて終了ということになります。御多忙の折、非常に長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございます。それでは、これで終了いたします。